

宗像市の廃棄物処理の現状及び今後の検討テーマ

1. 宗像市における廃棄物処理の現状

1) 宗像市のごみ処理の流れ

宗像市（以下、本市という。）のごみ処理フローを図 1-1 に示します。また、令和5年度の本市におけるごみ排出量及び処理量の物質収支を図 1-2 に示します。

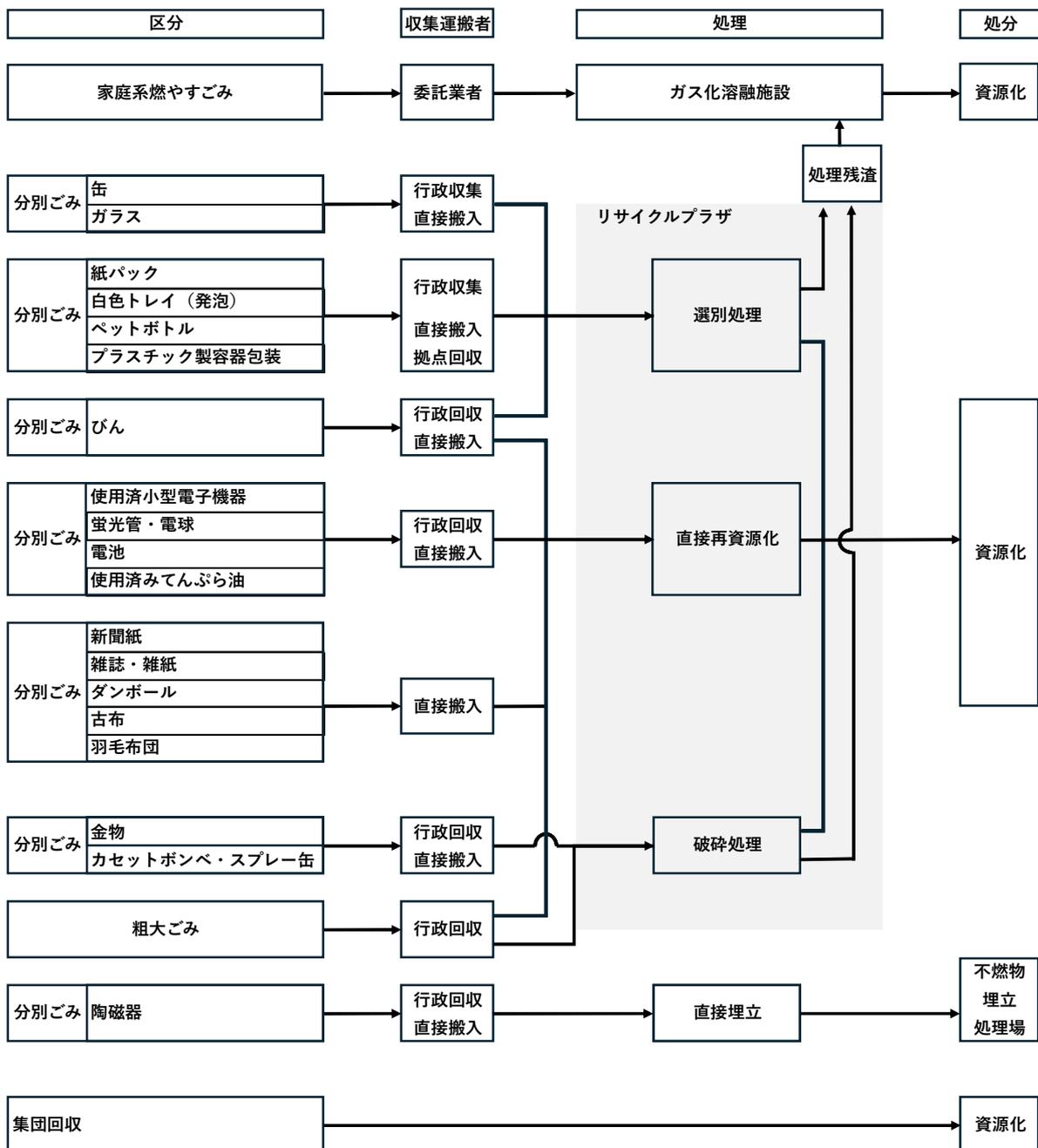


図 1-1 ごみ処理フロー

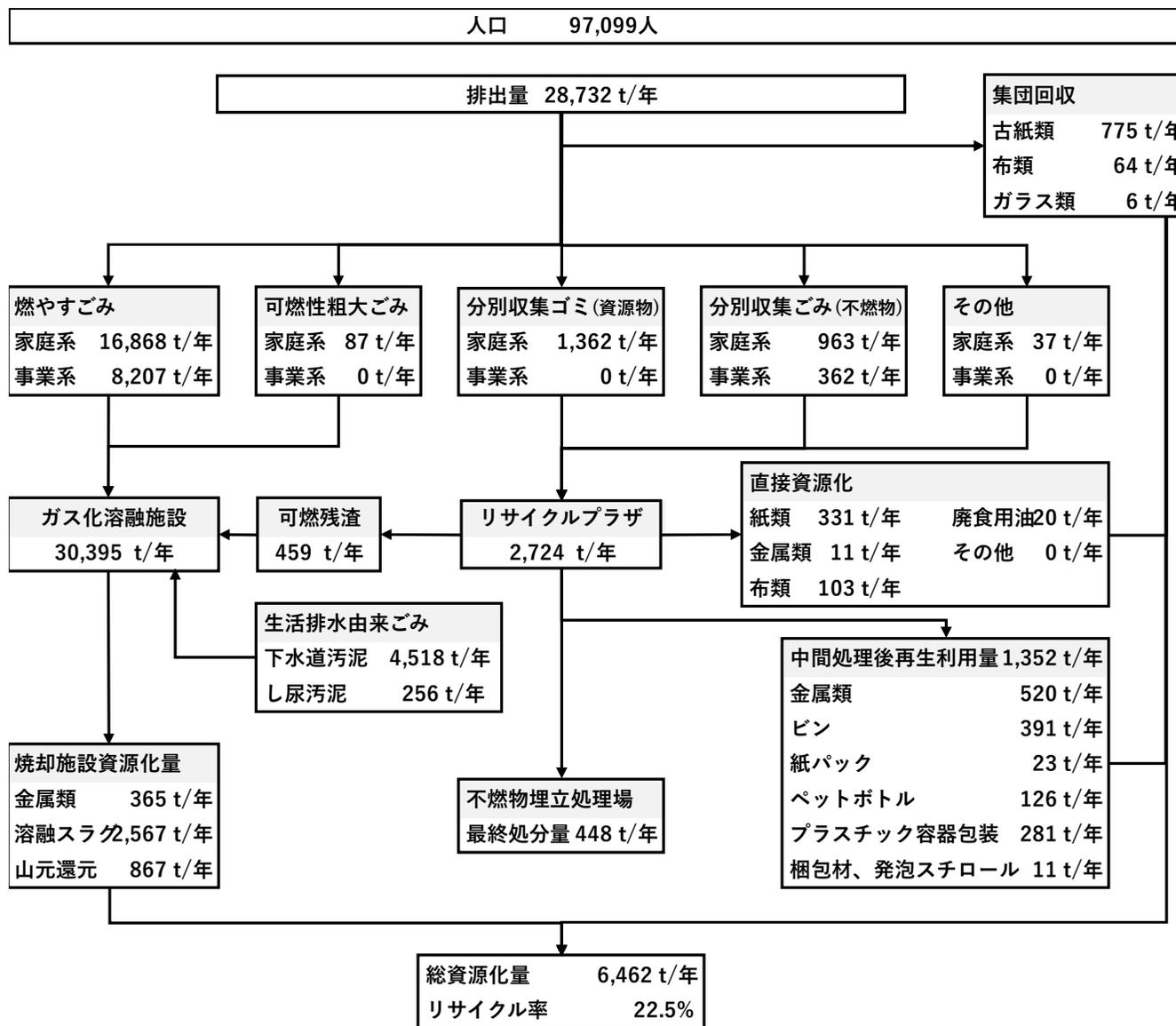


図 1-2 物質収支

2) 宗像市のごみ排出量の現状

本市の直近5年間のごみ排出量及び資源化量を表1-1及び表1-2に示します。また、ごみ量及び資源化量の推移を図1-3に、資源化の内訳とリサイクル率を図1-4に示します。

本市の総排出量は減少傾向にあり、令和3年度に実施した宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画中間見直し（以下、前回計画という。）において設定した令和6年度目標値である29,320tを、令和5年度の実績で下回っており、目標を達成しています。前回計画策定時には、人口減少による総排出量の減少も想定されていましたが、当時から本市の人口は大きく変化していないため、各種取り組みの成果であると言えます。そのため、令和5年度の一人一日あたりのごみ排出量の実績値も808g/人日となっており、前回計画の目標値である834g/人日を下回っています。

一方で、リサイクル率については、前回計画において30.2%への引き上げを目標として設定していましたが、令和5年度の実績は過去の実績も下回る結果となりました。直近の5年間では、資源化に関する全ての項目で収集量が減少傾向にあります。総排出量の減少が進んでいるため、資源化量も減少しますが、特に直接資源化量及び集団回収量の減少が顕著です。

表 1-1 ごみ排出量及び資源化量

| 項目 | 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口 | 人 | 96,993 | 97,119 | 97,053 | 97,204 | 97,099 |
| 施設搬入量（家庭系ごみ+事業系ごみ） | t/年 | 29,855 | 29,172 | 28,641 | 28,559 | 27,886 |
| 家庭系ごみ（収集+直搬） | t/年 | 19,656 | 19,296 | 20,436 | 20,040 | 19,317 |
| 収集 | t/年 | 19,446 | 19,030 | 18,793 | 18,289 | 17,632 |
| 可燃 | t/年 | 16,738 | 16,671 | 16,442 | 15,991 | 15,431 |
| 不燃 | t/年 | 840 | 793 | 747 | 739 | 715 |
| 資源 | t/年 | 1,713 | 1,404 | 1,447 | 1,459 | 1,362 |
| その他 | t/年 | 36 | 41 | 36 | 0 | 37 |
| 粗大 | t/年 | 119 | 121 | 121 | 100 | 87 |
| 直搬 | t/年 | 210 | 266 | 1,643 | 1,751 | 1,685 |
| 可燃 | t/年 | 11 | 5 | 1,467 | 1,575 | 1,437 |
| 不燃 | t/年 | 199 | 261 | 176 | 176 | 248 |
| 資源 | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 粗大 | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業系ごみ（収集+直搬） | t/年 | 10,199 | 9,876 | 8,205 | 8,519 | 8,569 |
| 収集 | t/年 | 7,997 | 7,398 | 7,451 | 7,663 | 7,763 |
| 可燃 | t/年 | 7,657 | 7,056 | 7,124 | 7,324 | 7,401 |
| 不燃 | t/年 | 335 | 342 | 327 | 339 | 362 |
| 資源 | t/年 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 粗大 | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 直搬 | t/年 | 2,202 | 2,478 | 754 | 856 | 806 |
| 可燃 | t/年 | 2,202 | 2,478 | 754 | 856 | 806 |
| 不燃 | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資源 | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 粗大 | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一人一日あたりのごみ総排出量 | g/人・日 | 879 | 856 | 839 | 833 | 808 |
| 施設資源化量 | t/年 | 5,557 | 5,641 | 5,523 | 5,470 | 5,151 |
| 焼却施設 | t/年 | 4,174 | 4,290 | 4,169 | 4,095 | 3,799 |
| リサイクル施設 | t/年 | 1,383 | 1,351 | 1,354 | 1,375 | 1,352 |
| 直接資源化量 | t/年 | 814 | 594 | 570 | 559 | 465 |
| 集団回収量 | t/年 | 1,343 | 1,157 | 1,088 | 1,009 | 846 |

表 1-2 一人一日平均排出量

| 項目 | 年間日数 | 366 | 365 | 365 | 365 | 366 |
|--------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 区分 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 |
| | 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 人口 | 人 | 96,993 | 97,119 | 97,053 | 97,204 | 97,188 |
| 総ごみ排出量（年間量） | t/年 | 31,198 | 30,329 | 29,729 | 29,568 | 28,732 |
| 家庭系ごみ（収集＋直搬） | t/年 | 19,656 | 19,296 | 20,436 | 20,040 | 19,317 |
| 事業系ごみ | t/年 | 10,199 | 9,876 | 8,205 | 8,519 | 8,569 |
| 集団回収 | t/年 | 1,343 | 1,157 | 1,088 | 1,009 | 846 |
| 総ごみ排出量（一人一日平均排出量） | g/人・日 | 878.8 | 855.5 | 839.2 | 833.3 | 807.8 |
| 家庭系ごみ（収集＋直搬） | g/人・日 | 553.7 | 544.3 | 576.9 | 564.8 | 543.1 |
| 事業系ごみ | g/人・日 | 287.3 | 278.6 | 231.6 | 240.1 | 240.9 |
| 集団回収 | g/人・日 | 37.8 | 32.6 | 30.7 | 28.4 | 23.8 |
| 資源ごみ回収量 | t/年 | 3,061 | 2,561 | 2,535 | 2,468 | 2,208 |
| 家庭系ごみ（収集） | t/年 | 1,713 | 1,404 | 1,447 | 1,459 | 1,362 |
| 家庭系ごみ（直接搬入） | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業系ごみ（収集） | t/年 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業系ごみ（収集） | t/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 集団回収 | t/年 | 1,343 | 1,157 | 1,088 | 1,009 | 846 |
| 資源ごみ回収量（一人一日平均排出量） | g/人・日 | 86.2 | 72.2 | 71.5 | 69.5 | 62.1 |
| 家庭系ごみ（収集） | g/人・日 | 48.3 | 39.6 | 40.8 | 41.1 | 38.3 |
| 家庭系ごみ（直接搬入） | g/人・日 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 事業系ごみ（収集） | g/人・日 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 事業系ごみ（収集） | g/人・日 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 集団回収 | g/人・日 | 37.8 | 32.6 | 30.7 | 28.4 | 23.8 |
| 総資源化量 | t/年 | 7,714 | 7,392 | 7,181 | 7,038 | 6,462 |
| 直接資源化量 | t/年 | 814 | 594 | 570 | 559 | 465 |
| 施設処理に伴う資源化量（焼却施設） | t/年 | 4,174 | 4,290 | 4,169 | 4,095 | 3,799 |
| 施設処理に伴う資源化量（資源化施設） | t/年 | 1,383 | 1,351 | 1,354 | 1,375 | 1,352 |
| 集団回収量 | t/年 | 1,343 | 1,157 | 1,088 | 1,009 | 846 |
| リサイクル率 | % | 24.7 | 24.4 | 24.2 | 23.8 | 22.5 |

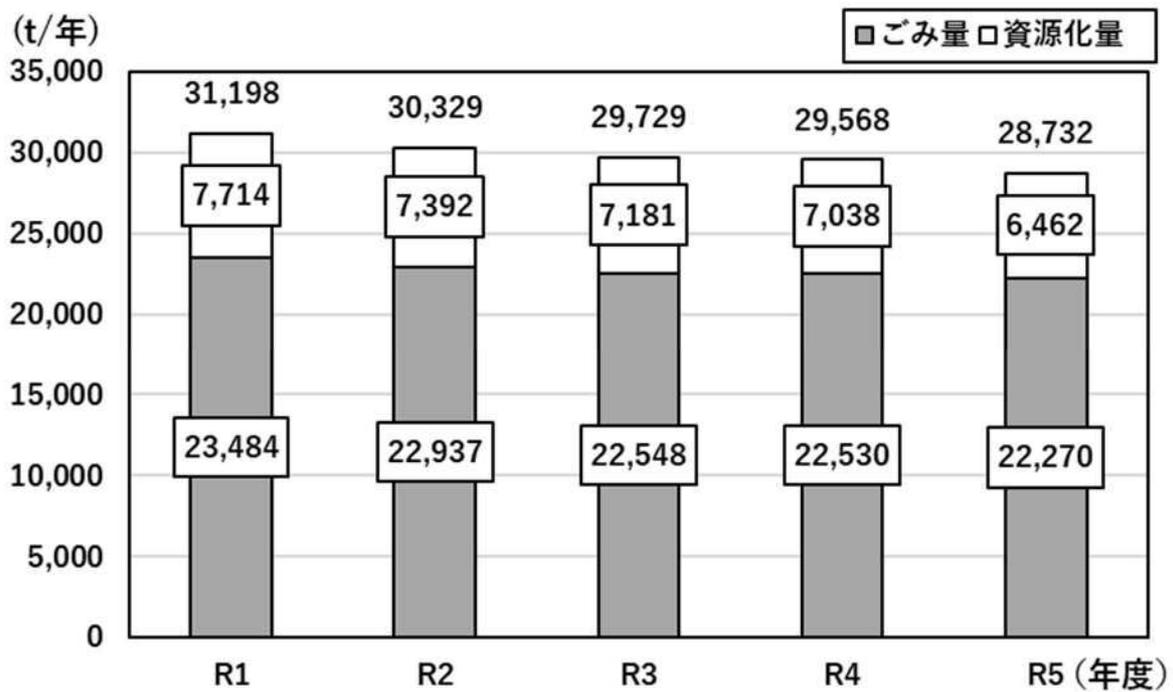


図 1-3 ごみ量及び資源化量の推移

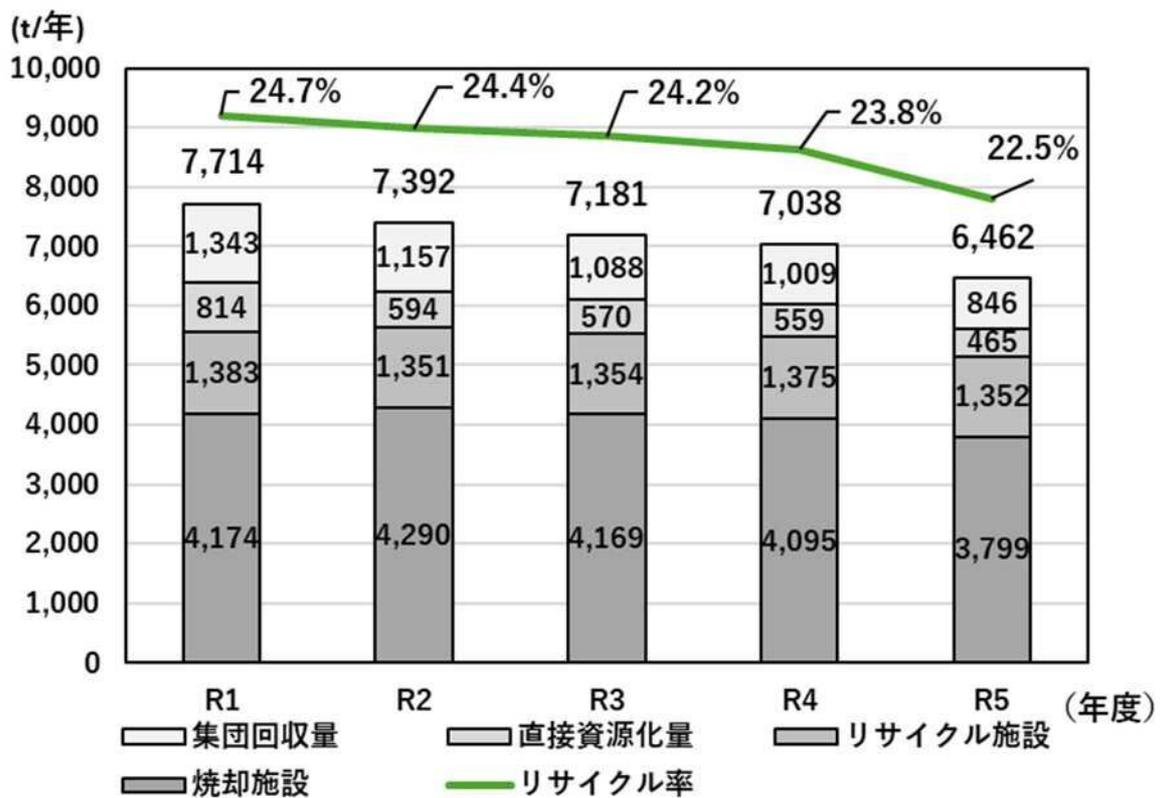


図 1-4 資源化の内訳及びリサイクル率

3) 宗像市の生活排水処理の流れ

本市の生活排水処理フローを図 1-5 に示します。

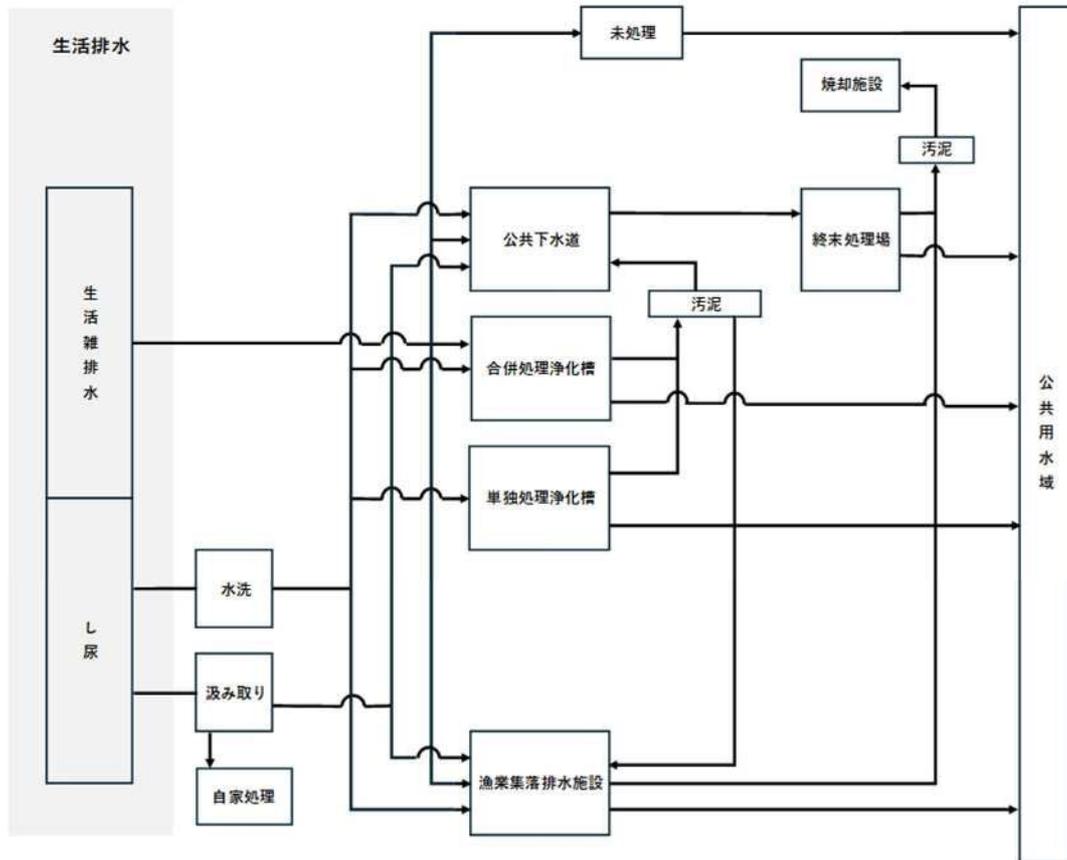


図 1-5 生活排水処理のフロー

4) 宗像市の生活排水処理の現状

本市における生活排水の処理形態別内訳を表 1-3 に示します。本市の一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の生活排水処理率の目標値は 99.3%でしたが、令和 5 年度の実績で 99.1%となっており、目標値には僅かに未達となっています。

表 1-3 生活排水の処理形態別内訳

| 項目 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画処理区域内人口 (人) | 96,993 | 97,119 | 97,053 | 97,204 | 96,786 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | 96,037 | 96,096 | 96,205 | 96,374 | 96,007 |
| 合併処理浄化槽 | 1,070 | 1,090 | 754 | 751 | 712 |
| 下水道 | 94,192 | 94,315 | 94,771 | 94,949 | 94,647 |
| 漁業集落排水処理施設 | 719 | 691 | 680 | 674 | 648 |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) | 56 | 55 | 44 | 44 | 44 |
| 非水洗化人口 | 963 | 968 | 804 | 786 | 735 |
| し尿 (汲取) 人口 | 907 | 932 | 777 | 757 | 702 |
| 自家処理人口 | 49 | 36 | 27 | 29 | 33 |
| 生活排水処理率 (%) | 99.0 | 99.0 | 99.1 | 99.1 | 99.1 |

2. 類似都市との比較結果

1) 類似都市との比較

令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査結果による本市と類似都市との比較結果を図2-1に示します。本評価は、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和4年度実績版）に基づいて実施しました。また、類似都市の選定条件は、産業構造を考慮するものとし、人口区分をⅡ（50,000人以上100,000人未満）としています。比較対象となる都市は全国から選定しています。本市の比較結果に基づく特徴としては、特に「廃棄物のうち最終処分される割合」については優れた実績となっています。

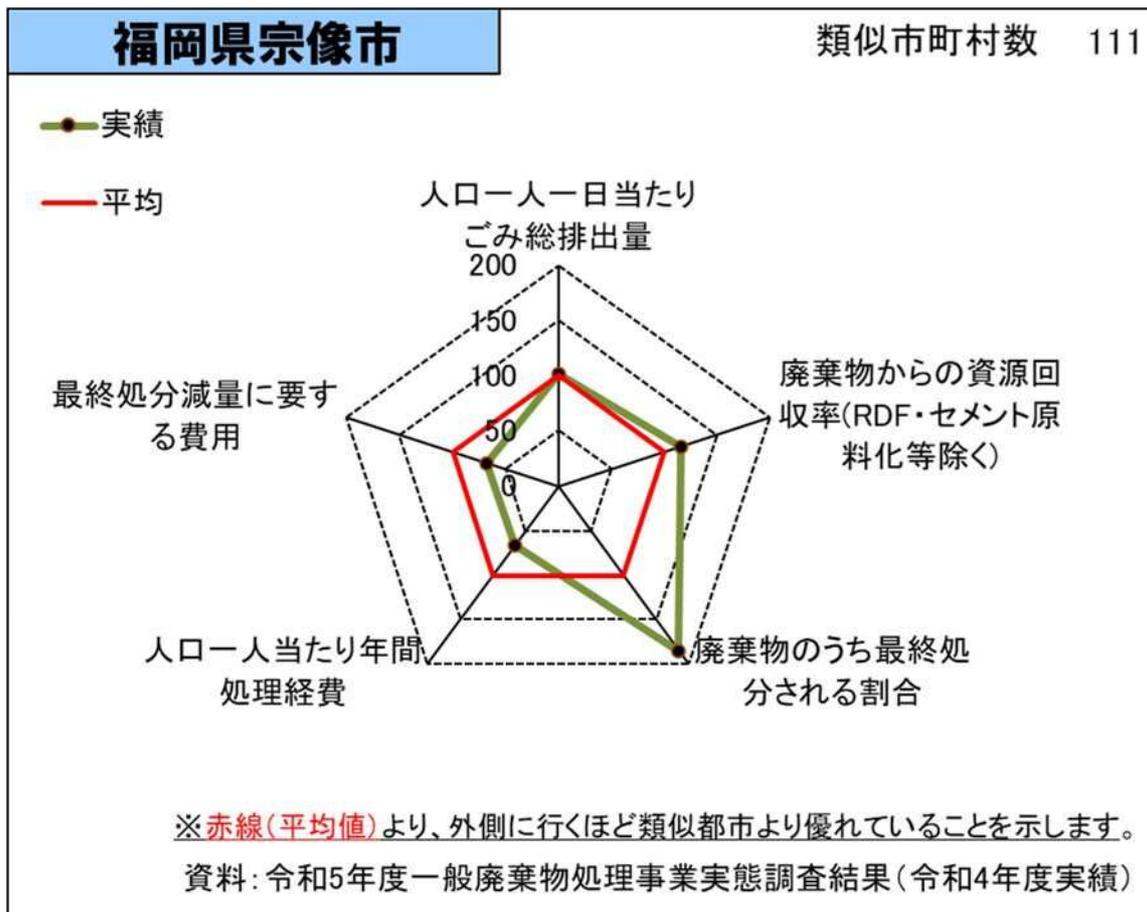


図 2-1 宗像市の評価結果

2) 人口一人一日当たりごみ総排出量

本市の人口一人一日当たりのごみ総排出量は 835 g/人日となっており、類似都市の平均値である 849 g/人日より優れています。表 2-1 に各評価項目の比較結果を示します。本市は前回計画の総排出量の目標値は達成していますが、類似都市の中では比較的平均的な立ち位置となっているため、更なる減量も検討の余地があります。

3) 廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）

本市の廃棄物からの資源回収率は類似自治体の平均値より高い結果となっています。しかし、リサイクル率は前回計画の目標値に未達であるため、リサイクル率の改善のためには資源回収率も高めていく必要があります。

4) 最終処分の割合と最終処分減量に要する費用

廃棄物のうち最終処分の割合は、本市の類似都市との比較結果の中でも特に優れた項目です。

本市では、中間処理において資源物のリサイクルに加え、焼却残渣のリサイクルも推進しております。こうした取り組みによって、最終処分量の削減を推進しており、付随して他都市より若干最終処分減量に要する費用が掛かっている状況にあると考えられます。そのため、処分量の削減に係る取り組みの更なる効率化により費用を削減していくことが課題点の一つとして挙げられます。

5) 人口一人当たり年間処理経費

最終処分減量に要する費用と同様に、本市の人口一人当たり年間処理経費は類似自治体と比較すると高額になっています。

表 2-1 各評価項目の比較結果

| 市町村名 | 一人一日当たりごみ 総排出量 | 廃棄物からの資源 回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) | 廃棄物のうち最終 処分される割合 | 人口一人当たり 年間処理経費 | 最終処分減量 に要する費用 |
|---------------|-------------------|---|---------------------|-------------------|------------------|
| | (g/人・日) | (t/t) | (t/t) | (円/人・年) | (円/t) |
| 福岡県宗像市 | 835 | 0.205 | 0.013 | 18,258 | 60,118 |
| 平均 | 849 | 0.177 | 0.084 | 13,674 | 45,468 |
| 最大 | 1,351 | 0.459 | 0.708 | 28,808 | 92,321 |
| 最小 | 633 | 0.053 | 0 | 6,312 | 21,415 |
| 指数 | 101.6 | 115.8 | 184.5 | 66.5 | 67.8 |

3. ごみ処理の課題

1) ごみの排出量

総ごみ一人一日平均排出量は、年々減少し令和 5 年度の実績は 807g/人日となっており、現計画の令和 6 年度における目標値 834g/人日（▲27 g/人日）を達成しています。

類似都市との比較においては、生活系ごみ一人一日平均排出量（集団回収、資源ごみを除く）、事業系ごみ一人一日平均排出量において、類似都市の平均値を上回った値となっています。

生活系ごみ、事業系ごみに関しては、発生抑制、減量化の余地がまだあると考えられます。先進的な取り組みを行っている都市の施策を参考にするなどして、本市において望ましい取り組みについて検討していく必要があります。

2) 資源化量

施設処理に伴う資源化量を除く一人一日平均排出量は、年々減少し令和 5 年度の実績は 62.1 g/人日となっており、現計画の令和 6 年度における目標値 133g/人日（▲70.9 g/人日）を下回っています。これは、ごみの発生抑制、リユース、リペア等が生活の中に定着してきたこと、ペーパーレス化、店頭回収等も事業活動の中で普及してきたことが要因の一つと考えられます。

燃やすごみのごみ質分析結果を見ると、紙類、プラスチック類が大半を占めており、資源の分別収集、集団回収の取り組みを継続していくことが重要と考えます。

今後の新たな施策展開に関しては、プラスチック資源循環推進法が 2022 年 4 月から施行され、新たな資源化ルートが整備されたことを踏まえ、製品プラスチックの資源化について検討していく必要があります。

また、本市のバイオマス産業都市構想を踏まえ、紙類、剪定枝、生ごみ等のバイオマスの有効活用について検討していく必要があります。

3) ごみの収集運搬

本市では燃やすごみ、分別収集ごみ 22 種類、粗大ごみの 24 種類に分別してごみを収集しています。燃やすごみについてはステーション方式、分別収集ごみについては、ステーション方式と拠点回収方式の併用、粗大ごみについては戸別収集方式を採用しています。

この他、処理施設にごみを直接持ち込んでいただく方法、高齢者や障がい者を対象に戸別にごみを収集する方法も採用しています。

今後もこうした収集方法を継続するとともに、市民のニーズを踏まえた収集方法を検討していく必要があります。

4) ごみの処理・処分体制

類似都市との比較から人口一人当たりの年間処理経費、最終処分減量に要する費用が平均値よりも高くなっており、ごみ処理・処分にかかる経費削減が課題です。

組合構成市町では同様の課題を抱えており、ごみの広域処理による効率化により経費削減を図るため 2 施設を 1 施設に集約する取り組みを計画しています。

集約処理によるごみ処理効率化の実現に際して、最適な処理体制の構築が図れるよう組合構成市町との協議調整を進めていく必要があります。



福岡県廃棄物処理計画



第2節 廃棄物の減量化等の目標

第1 一般廃棄物（ごみ）

1 総排出量

- ごみの総排出量は、今後、世帯消費動向に連動した排出量の減量が見込まれること（ごみ3%減）や本県の人口の将来推計（人口減少1%減）を考慮すると、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度にかけて4%の減少が予測されます。
- 本県では、「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」や「ふくおかプラごみ削減協力店」の登録促進、事業者や県民、市町村等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を活用したプラスチック資源循環の取組みの促進など、食品ロス削減及びプラスチック排出抑制等の取組みを各主体と協力し実施することによりごみの削減を進めます。
- また、前述したとおり県民1人1日当たりの排出量は946g（図表3-1）ですが、排出量が1,000gを超える自治体もあることから、本県と市町村で廃棄物の減量化や資源循環を図る施策を進め、排出量の平準化を進めます。
更に、県内市町村廃棄物担当課長会議などの開催を通じて、県内市町村に対し、ごみ排出量削減に向けた先進的な取組み事例の紹介をはじめとした廃棄物の減量化と資源循環の働きかけを継続します。
- これらの取組みにより、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度にかけて排出量を更に1%削減し、予測と合わせて、総排出量を5%削減することを目標とします。
なお、本県では、全国平均と比較して生活系ごみの排出量が少ない一方で事業系ごみの排出量が多いため（図表3-2、3-3）、事業系ごみを中心としたごみの削減を進めます。

2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（生活系ごみ（計画収集量+直接搬入量）から資源ごみを控除した量）は、総排出量と同じく、世帯消費動向に連動した排出量の減量（家庭系ごみ3%減）が見込まれます。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策として実践されている「新しい生活様式」の浸透により、飲食物のテイクアウトや宅配、物品の通信販売等の利用が増加することで、容器や梱包材等のごみが増加すること（家庭系ごみ2%増）が見込まれます。
- 本県では、食品ロス削減及びプラスチック排出抑制等に取り組むことで更なるご

みの削減を進めます。

これらを考慮すると、平成30(2018)年度から令和7(2025)年度にかけて約2%削減(1人1日当たり516g)となり、これを目標とします。

3 再生利用率

- 再生利用率は、更なるIT化の影響を受けペーパーレス化が進むことにより、再生利用が容易な紙類の排出が減少し再生利用率が低下することが予測されます。

これに対し、ごみの分別を促し資源の循環利用を促進することで、再生利用率の向上を図るよう取り組み、令和7(2025)年度における目標値を22%とします。

- なお、古紙やペットボトル等のリサイクルしやすい廃棄物は、統計調査の対象外である民間事業者による回収量が多いことを踏まえ、目標設定において、この民間事業者による回収状況を加味した再生利用率(推計値)を参考値として併記します。

4 最終処分量

- 最終処分量は、ごみ総排出量の削減や循環利用の促進等の取り組みによる最終処分量の削減に加え、焼却施設の新設に伴うごみの減量化率の上昇を考慮し、令和7(2025)年度目標値を平成30(2018)年度比6%の削減とします。

- なお、総排出量等の目標達成のため、市町村と連携するとともに、県民やNPO、学校など多様な主体とも連携し、ごみ削減等の取り組みを進めます。

図表 4-1 一般廃棄物の減量化等の目標

| 区 分 | 本県の令和7（2025）年度目標値 | 備 考 |
|-------------------------------------|---|---|
| ごみ総排出量の増減率 （平成30（2018）年度比） | -5% | 生活系ごみ：-3% 事業系ごみ：-9% （それぞれ人口減少-1%の 影響を含む） |
| 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 （平成30（2018）年度比） | 516 g（約-2%） | 生活系ごみの減少率から 人口減少の影響を除外 |
| 再生利用率（排出量比） | 22% 民間リサイクルを加味した再生利用率 40%（推計値） | 民間事業者によるリサイ クルを加味した推計を参 考値として併記 |
| 最終処分量の増減率 （平成30（2018）年度比） | -6% | |

図表 4-2 本県の一般廃棄物の排出・処理の状況及び目標値

| 区 分 | 平成 29 （2017）年度 | 平成 30 （2018）年度 | 県の令和 7（2025） 年度 目標値 | 前計画における 県の令和 2（2020） 年度 目標値（参考） |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| ごみ総排出量 | 1,785 千 t | 1,769 千 t | 1,681 千 t 平成 30（2018） 年度比 -5% | 1,820 千 t 平成 26（2014） 年度比 -2% |
| 1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 | 526 g | 528 g | 516 g 平成 30（2018） 年度比 約-2% | 538 g 平成 26（2014） 年度比 -1% |
| 再生利用率 （総排出量比） | 21.9% | 21.6% | 22% | 23% |
| 最終処分量 | 180 千 t | 182 千 t | 171 千 t 平成 30（2018） 年度比 -6% | 191 千 t 平成 26（2014） 年度比 -2% |

図表 4-3 全国の一般廃棄物の排出・処理の状況及び国の目標値（参考）

| 区 分 | 平成 29 （2017）年度 | 平成 30 （2018）年度 | 国の令和 7（2025） 年度 目標値 | 国の令和 2（2020） 年度 目標値（参考） |
|---------------------|-------------------|-------------------|---|---|
| ごみ総排出量 | 42,894 千 t | 42,716 千 t | 約 38,000 千 t 平成 30（2018） 年度比 -11% | 約 39,800 千 t 平成 24（2012） 年度比 -12% |
| 1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 | 505 g | 505 g | 440 g 平成 30（2018） 年度比 -13% | 500 g 平成 24（2012） 年度比 -6% |
| 再生利用率 （総排出量比） | 20.2% （総排出量比） | 20.0% （総排出量比） | 28% （出口側の循環利用率） | 27% （総排出量比） |
| 最終処分量 | 3,859 千 t | 3,835 千 t | 約 3,200 千 t 平成 30（2018） 年度比 -17% | 約 4,000 千 t 平成 24（2012） 年度比 -14% |

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

循環型社会形成推進基本計画 ～循環経済を国家戦略に～

令和6年8月

6. 循環型社会形成のための指標及び数値目標

循環経済への移行により循環型社会を形成するためには、どの程度の資源を採取・消費・廃棄しているのかといった「もの」の流れ（物質フロー）の全体像を的確に把握し、循環性の向上及び天然資源利用の削減を図っていくことが必要である。また、これによるネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの同時達成の実現に向けた進捗や、国民の意識・行動、循環経済関連ビジネスの市場の拡大の状況等を把握することも必要である。

第五次循環基本計画では、5. で示した取組の進捗を把握するため、「循環型社会の全体像に関する指標」と「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標（重点分野別の指標）」を設定する。以下の表1では、第五次循環基本計画における指標の考え方を取りまとめている。

全体像に関する指標は、循環型社会の全体像や循環型社会づくりの進展度合いを把握するため、どの程度の資源を採取・消費・廃棄しているかという「もの」の流れ（物質フロー）の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標として定めた「物質フロー指標」を設定するとともに、物質フロー指標だけでは表すことができない、国・事業者・国民による循環型社会づくりのための取組の進展度合いを計測・評価するための指標として「取組指標」を設定する。

重点分野別の指標は、2. で示した中長期的な方向性に沿った各主体の取組の進展度合いを的確に計測・評価し更なる取組を促していくため、重点分野と関係する個別の施策の進捗状況等を逐一取り上げるのではなく、重点分野で示されている中長期的な方向性に向けた達成状況を包括的に示す指標や中長期的な方向性に沿った取組のうち計画期間中の進捗が見えやすいものに着目した指標を数を絞って定め、可能な範囲で数値目標を設定するとともに、数値目標を設定しない指標については当面の推移をモニターする。

第四次循環基本計画では、重複を含めると151指標あり、指標から全体的な状況を理解することが難しい状況であったため、第五次循環基本計画では政策効果をより分かりやすく把握できる指標数に絞って整理をした。また、第四次循環基本計画で設定していた補助指標は第五次循環基本計画では設定せず、進捗点検では要因分析のために行政事業レビューの結果等を用いて取組状況や政策効果を把握することとする。以下の表2～表7及び別紙3では、第五次循環基本計画の指標を示し、新たに追加した指標に※印を付けている。

表1 第五次循環基本計画における指標の考え方

| | 指標の種類 | 指標 |
|---------------------------------------|---------|---|
| 6.1. 循環型社会の全体像に関する指標 | 物質フロー指標 | 循環型社会づくりの進展度合いを把握するため、どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかというものの流れ（物質フロー）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」を代表する指標として定めた指標 |
| | 取組指標 | 物質フロー指標だけでは表すことができない、国・事業者・国民による循環型社会づくりのための取組の進展度合いを計測・評価するための指標 |
| 6.2. 循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標（重点分野別の指標） | | 重点分野で示されている方向性の達成状況を示す指標（ただし、必要に応じて計画期間中の取組の進捗が見えやすいようブレイクダウンした指標を用いる（他要因の影響が大きく循環型社会形成推進の取組の成果が見られない場合等）を数を絞って設定 |

6.1. 循環型社会の全体像に関する指標

循環型社会の全体像を把握しその向上を図るための「物質フロー指標」として、第一次から第四次までの循環基本計画に引き続き、物質フロー（「もの」の流れ）の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性⁹¹」「循環利用率」「最終処分量⁹²」とし、数値目標を設定する。「循環利用率」については、総物質投入量を分母とした「入口側の循環利用率⁹³」と廃棄物等の発生量を分母とした「出口側の循環利用率⁹⁴」の両方を指標とする。我が国が目指してきた循環型社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクルが行われる社会ではなく、入口の部分の天然資源の投入が適切に抑制される社会であることから、総物質投入量のう

⁹¹ 資源生産性＝GDP / 天然資源等投入量

天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量（DMI:Direct Material Input）を指し、資源生産性は一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質 GDP）を算出することによって、各産業がより少ない天然資源で生産活動を向上させているかや人々の生活がいかにより少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す指標。なお、国際比較の際には、産業構造の違い等にも留意が必要。

⁹² 最終処分量は廃棄物の埋立量であり、廃棄物の最終処分場の確保という課題に直結した指標。これまでにも、廃棄物の排出抑制や、廃棄物処理法や各種リサイクル法等の取組を通じた循環利用量の向上等により最終処分量を大幅に減少させてきたところ、今後も循環経済への移行に向けた取組を進めていくことにより、最終処分量のさらなる減少が期待される。

⁹³ 入口側の循環利用率＝循環利用量 / （天然資源等投入量＋循環利用量）
経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。

⁹⁴ 出口側の循環利用率＝循環利用量 / 廃棄物等発生量
廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。

ち、どれだけ循環利用された資源が投入されているかを把握するため、「入口側の循環利用率」によりこの進捗を把握する。加えて、出口（排出）側の廃棄物処理業者やリサイクル業者の努力を的確に計測する観点からは、廃棄物等の発生量のうち、どれだけ循環利用されているかを把握することも必要であり、諸外国においてこの考え方に基づく指標を採用しているところも多い。このため、国際比較可能性等も踏まえて「出口側の循環利用率」を把握するものである。

加えて、一人一人がどれだけ天然資源を消費しているのかを表し、循環型社会の形成に向けた取組の総合的な結果を表す指標として「一人当たり天然資源消費量（マテリアルフットプリント）⁹⁵」、さらに、従来の3Rの取組に加えてRenewableの取組を進展させることは、循環経済への移行に加えて温室効果ガスの排出削減にも資することから、2050年を見据えて統合的取組を進展させる上での新たな指標として、経済社会に投入される物質の全体量のうち再生可能資源と循環利用量の占める割合を表す「再生可能資源及び循環資源の投入割合⁹⁶」を設定する。

1.5.1.の図8で示したように、各主体の循環型社会の形成に向けた取組等により、循環基本法が制定された2000年から概ね20年間で、資源生産性が約72%上昇、入口側の循環利用率が約6割上昇、出口側の循環利用率が約2割上昇、最終処分量が約77%減少し、循環型社会の形成は大きく進展した。しかしながら近年は、入口側の循環利用率は横ばい、出口側の循環利用率は減少傾向となっている。

このような状況を踏まえ、2.で示した中長期的な方向性を各主体が共有して、着実に取組を推進することに加え、人口減少による廃棄物の減少やGDPに関する政府経済見通し等の社会経済状況の変化を考慮し、2030年度を目標年次として表2に示す数値目標を設定する。

表2 循環型社会の全体像に関する物質フロー指標と数値目標

| 指標 | 数値目標 | 目標年次 | 備考 |
|--------------------|-------------|--------|-------|
| 資源生産性 | 約60万円/トン | 2030年度 | 入口 |
| 一人当たり天然資源消費量 | 約11トン/人・年 | 2030年度 | 入口 |
| ※再生可能資源及び循環資源の投入割合 | 約34% | 2030年度 | 入口・循環 |
| 入口側の循環利用率 | 約19% | 2030年度 | 循環 |
| 出口側の循環利用率 | 約44% | 2030年度 | 循環 |
| 最終処分量 | 約1,100万トン/年 | 2030年度 | 出口 |

⁹⁵ 一人当たり天然資源消費量（マテリアルフットプリント）＝
 $(\text{一次資源等価換算した天然資源等投入量} - \text{一次資源等価換算した輸出生量}) / \text{人口}$
 国内の経済活動のために消費した天然資源量（一次資源等価換算した天然資源等投入量から一次資源等価換算した輸出生量を引いた量、RMC: Raw Material Consumption）を人口で割ったもの。

⁹⁶ 再生可能資源及び循環資源の投入割合＝
 $(\text{バイオマス系天然資源等投入量} + \text{循環利用量}) / (\text{天然資源等投入量} + \text{循環利用量})$
 経済社会に投入されるものの全体量のうちバイオマス系天然資源等投入量（再生可能資源）と循環利用量（循環資源）の合計の占める割合を表す指標。

循環型社会形成推進地域計画 作成マニュアル

平成 17 年 6 月

令和 6 年 3 月 改訂

環境省環境再生・資源循環局

1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催

1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催

1) 循環型社会形成推進交付金制度

循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金制度」という。）は、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）の自主性と創意工夫をいかしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としている。

本交付金制度は、市町村の策定する循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に対する総合的支援制度であり、次のような特徴がある。

① 地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能

交付金は地域計画に位置づけられた各事業に対し、事業間調整・年度間調整が可能である。

② 明確な目標設定と事後評価を重視

廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する明確な目標を設定し、その達成状況や計画の進捗状況について事後的に評価し、公表する。

③ 国と地方が構想段階から協働し、循環型社会づくりを推進

地域計画の作成に当たり、国、都道府県及び市町村が意見交換を行うことにより、我が国全体として、さらには国際的な連携も視野に入れて、最適な3Rシステムを構築。一方、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保する。

なお、交付金制度の流れを、以下及び図「循環型社会形成推進交付金等に係る事務フロー図」に示した。

i 市町村が地域計画（案）を作成する。

- ・地域計画は、当該地域の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すものであり、対象地域の処理システムの基本的な方向性や、整備する施設の種類の種類、規模等の概要を見通して作成する。
- ・交付金制度は施設整備等に関する事業に対して財政支援を行うものであり、個々の事業について概算事業費などが算出されている必要があるが、機種や用地などについては、必ずしも確定している必要はない。
- ・また、機種や用地の検討を施設整備に関する計画支援事業として事業計画を見込むこともできる。
- ・なお、地域計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2に基づき定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に沿う必要がある。

ii 市町村は国及び都道府県とともに循環型社会形成推進協議会（以下「協議会」という。）を必要に応じて開催し、地域計画（案）の内容について意見交換を行う。

iii 協議会を開催した場合、協議会での意見等を参考にして地域計画を作成する。

iv 市町村が策定した地域計画について、都道府県が計算に誤りが無いか、協議会での意見交換が反映されているか等について確認した上で、環境大臣に送付する。

v 環境大臣の承認後、計画支援事業や施設整備事業を実施する。

2) 地域計画の内容

地域計画は、明確な目標設定が重要なポイントであり、目標を達成するための施策として、施設の整備とそれに関連した計画支援事業のほか、発生抑制、再使用の推進及び処理体制の構築、変更に関する事項等について、以下のとおり記述する。

- ① 地域の循環型社会を推進するための基本的な事項 対象となる地域、計画期間、基本的な方向、ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況及びプラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容について記述する。
- ② 循環型社会形成推進のための現状と目標 排出量、再生利用量、エネルギー回収量、最終処分量等の現状と目標について記述する。
- ③ 施策の内容 発生抑制、再使用の推進に関する施策、処理体制の変更に関する事項、処理施設の整備、施設整備に関する計画支援事業等、その他の施策について、設定した目標達成に向け検討し記述する。
- ④ 計画のフォローアップと事後評価

3) 協議会の開催

協議会開催の概要は以下のとおりである。

(1) 協議会の構成

協議会の構成は、地域計画を作成する市町村と都道府県及び国（地方環境事務所）の担当者とする。必要に応じて、学識経験者等を追加することも可能である。

(2) 協議会の開催

協議会は、地域計画を策定しようとする市町村が必要に応じて開催する。協議会開催に先立ち、市町村は、地域計画（案）を都道府県に送付し、さらに、地域計画（案）を受けた都道府県は国にあらかじめ送付しておくことが望ましい。

協議会の開催は1～2回程度とする。

協議会では、意見交換に先立ち、市町村は案について説明し、その後、説明内容を踏まえ、質疑応答や意見交換を行う。

協議会開催の手順については、以下のとおり。

- ① 市町村が、地域計画（案）に記載した計画対象地域、計画期間、基本的な方向、処理の目標、ごみ処理及び生活排水処理のソフト面及びハード面の施策等の記載事項について、原案のように取りまとめるに至った経過を踏まえて説明を行う。

特に、交付金制度を活用して整備しようとする施設については、計画地域の一般廃棄物処理システム（分別収集区分、処理体制、処理施設、必要用地面積等）を踏まえ、施設の概要を決めるに至ったこれまでの検討内容について、説明が行われることが望ましい。
- ② 都道府県が、廃棄物処理法第5条の5に基づき策定した廃棄物処理計画との整合性や、都道府県が策定した広域化・集約化計画等との整合性について意見を述べる。
- ③ 廃棄物処理法第5条の2に基づく基本方針等を踏まえ、地域計画（案）の内容について、国、都道府県、市町村で意見交換を行う。

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

地域計画作成時に、人口又は面積の要件に該当するかどうかにかかわらず記載する。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第2項第1号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方(以下、「プラスチック資源」という。)の分別収集と再商品化について記載する。

【解説】

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

地域計画作成時に、広域化・集約化の達成年度などの具体的な目標、地域計画上の施設整備の広域化・集約化における位置づけ、地域の特性等による広域化・集約化が困難な理由等を記載する。また、エネルギー回収型廃棄物処理施設のうちごみ焼却施設の新設時は、ごみ処理の広域化・施設の集約化について検討することが交付要件となっていることから、平成31年3月29日付環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」により都道府県により策定された広域化・集約化計画に基づく検討状況と検討結果を具体的に記載すること。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等を総合かつ計画的に推進するための基本的な方針に基づき、プラスチック資源の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進などの講じる措置を記載する。なお、プラスチック資源の分別収集及び再商品化の交付要件化の経過措置を受ける場合を除き、分別収集及び再商品化を実施する年度を記載すること。このとき、地域計画期間の末日から1年後までにプラスチック資源の分別収集及び再商品化を行わなければならないことに留意すること。

- ・住民の自主的な取組を促進するための普及啓発や情報提供、環境教育等(経過措置を受ける場合も記載すること)
- ・分別収集及び再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進等(経過措置を受ける場合は、地域計画期間内のプラスチック資源の処理方法と今後の分別収集・再商品化に向けた取組等を記載すること。)

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

(記載例 1)

〇〇県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村の意見等を踏まえながら「〇〇県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定している。

その中で当該地域は、〇〇地域として位置づけられており、令和〇年〇月に策定した「〇〇地域ごみ処理広域化・集約化計画」で、地域内行政区域全域を処理区域として、現存するごみ焼却施設を1施設に統合して整備する計画となっている。現在、〇〇地域の協議会を定期的に開催することにより、〇年に統合すべく協議、立地の選定等を進めているところである。

(記載例 2)

〇〇県では、令和〇年〇月に策定した「〇〇地域ごみ処理広域化・集約化計画」で、地域内行政区域全域を処理区域として、現存するごみ焼却施設を〇施設に統合して整備する計画となった。〇〇地域の協議会で検討を進めた結果、〇年に△地域、□地域のごみ焼却施設を廃止し、当該地域で新たなごみ焼却施設が整備されることが決定した。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

(記載例 1 再商品化計画を策定する場合)

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するようごみカレンダーやポスター等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

令和9年度よりプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物の一括回収及び再商品化を実施するため、令和△年度に再商品化事業者を選定し、再商品化計画を策定する。なお、分別基準は再商品化事業者と協議の上決定する。指定ごみ袋制は継続し、プラスチック資源の区分を新設する。

(記載例 2 容器包装リサイクル法ルートで再商品化する場合)

住民が……

従来よりプラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、〇〇市リサイクルセンターにて分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託していた。当該施設を令和6～7年度に増設工事を行うことで、令和9年度からプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物を一括回収し、分別・圧縮梱包後に指定法人に引き渡す。分別の基準については、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きと増設する機械の能力等を踏まえて検討する。なお、先行して令和□年度より電池(2次電池含む)を取り外すことのできない製品の収集区分を有害ごみとする。また、従来は収集処分は全品目無料であったが、令和□年度より一部品目を除き有料ごみ袋制度を導入し、分別排出を促進する。

(記載例 3 経過措置適用の場合)

住民が……

プラスチック資源は当面の間不燃ごみとして埋立処分を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

福岡県ごみ処理の広域化及び ごみ処理施設の集約化計画

令和4年4月

福岡県

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

本県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「厚生省通知」という。）に基づき、1999（平成11）年3月、県内の市町村が連携・協力して高度なごみ処理体制を構築していくための基本方針を示した「福岡県ごみ処理広域化計画」（以下「旧計画」という。）を策定し、市町村によるごみ処理の広域化が図られるよう取り組んできた。

旧計画を推進することで当時 38 ブロックであったごみ処理区域の広域化が進み、喫緊の課題であったダイオキシン類の削減に関し全ての施設で基準値を下回るなど、一定の成果を挙げた。

一方で、厚生省通知が発出されてから20年以上が経過し、本県のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。

本県では、「平成29年7月九州北部豪雨」から5年連続で大規模な災害に見舞われ、その度に多量の災害廃棄物が発生している。通常のごみ処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、被災した場合でもごみ処理を継続することができるよう処理施設の強靱化を図るとともに、広域的な連携体制を確保するなど、ごみ処理システムの強化を図っていく必要がある。

また、旧計画策定当時において2,021千トン（1998（平成10）年度の総排出量）であった県内のごみ総排出量は、県や市町村によるごみ削減の各種取組の推進により、1,772千トン（2019（令和元）年度の総排出量）まで減少している。

今後も、3Rの推進や食品ロスの削減、プラスチックの資源循環の促進等によりごみの減量が進むと予想され、また、地域によっては人口の減少により更なるごみの減量が進むことで、老朽化した処理施設の維持管理に関する経費の増加やごみ処理の非効率化等が懸念される。

国からも「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）により、県が市町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するよう要請されているところである。

このため、福岡県の広域化・集約化に関する基本方針を改めて示し、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）と協力して、持続可能かつ適正な廃棄物処理体制を確保していくため、新たな「福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」（以下「本計画」という。）を策定することとした。

2. 広域化・集約化を検討するエリアの設定

(1) エリア設定の考え方

本計画では、国及び市町村等の意向を基に新たな課題に対応した広域化・集約化を進める。

国は、平成31年3月29日付で発出した「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」において、既存のブロックを見直すこと及びブロックの見直しに際しては、災害廃棄物処理体制の整備の状況やこれまでの広域化の進捗状況のほか、市町村合併の状況等を考慮することとしている。

さらに、同通知では、人口の多い都市が地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいと述べている。

本県では、これらの事項に加え、収集運搬の効率性の確保、ごみ処理体制の構築に係る市町村の動きなどを考慮した上で、地域の実状に応じた広域化・集約化の検討を進めるエリアを設定する。

※ 当該エリアは、広域化・集約化の検討を行う地域のことをいう。そのエリア内の全ての市町村等でごみ処理体制を一元化（一つのごみ処理区域を形成）するものではない。

表4-2 広域化・集約化を検討する新たなエリアの設定に関する考慮事項

| 考慮する事項 | 説明 |
|------------------------|--|
| 災害廃棄物処理体制の確保（災害対策の強化） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 処理施設の強靱化を目的とし、更なる広域化・集約化が進むよう、現状より広域的な処理区域の形成の検討に適した区割りを設定する。 ○ 災害廃棄物の迅速かつ適切な処理のため、地域の核となる施設を中心とした災害廃棄物処理体制の強化を図る。 ○ 災害発生時は短時間で多量の災害廃棄物が発生するため、被災市町村単独による処理が困難な場合に備え、広域的な災害廃棄物処理体制を整備しておく。 |
| これまでの広域化の進捗状況や市町村合併の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県では17のごみ処理ブロックが形成されているところであり、これらのブロックを最小単位として、新たなエリアを設定する。 |
| 収集運搬の効率性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村によっては、広域化・集約化により、収集運搬距離が増加しデメリットが生じる可能性があるため、隣接するブロックとの広域化・集約化を検討することを基本とする。 |
| ごみ処理体制の構築に係る市町村の動き | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等間における協議を円滑に進めていくため、既存の協議体等を考慮しエリアを設定する。 |

| | |
|--|--|
| | <p>※例として、北九州市は、「北九州都市圏域」(構成市町:北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町)を形成しており、当該都市圏域の一部の市町のごみを受け入れている。</p> |
|--|--|

(2) エリアの設定

以上を踏まえ、新たな広域化・集約化を図るため、地域の核となる処理施設を有し災害廃棄物処理の拠点となり得る処理能力が高い施設を管理する自治体を中心とした新たなエリアを設定する。

処理能力が高い施設を管理する自治体は、これまでも他自治体で発生した災害廃棄物の処理支援を行っており、被災地の早期の復旧に大きく貢献している。

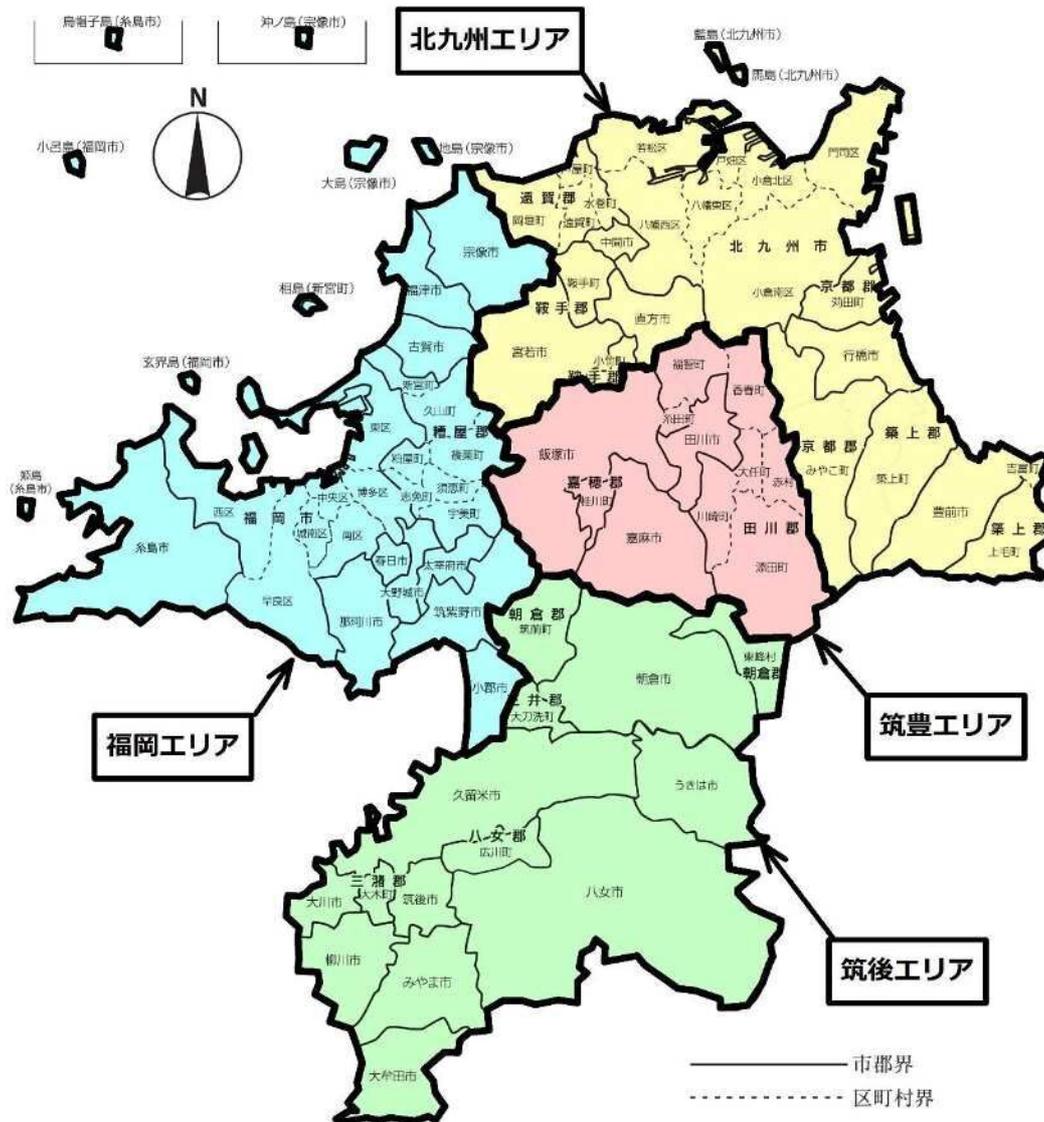
※ 例えば、「令和2年7月豪雨」では、北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市(飯塚市は、ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理施設にてごみ処理)が、大牟田市で発生した災害廃棄物を受け入れ、処理している。

本計画において新たに設定するエリアを表4-3、図4-2に示す。

表4-3 本計画において新たに設定するエリア

| | エリア名 | 市町村 |
|---|--------|---|
| 1 | 北九州エリア | 北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町 |
| 2 | 福岡エリア | 福岡市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町 |
| 3 | 筑後エリア | 大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町 |
| 4 | 筑豊エリア | 飯塚市、田川市、嘉麻市、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町 |

図4-2 本計画において新たに設定するエリア



- 本県では、17のごみ処理ブロックが形成されている。
- 当該4エリアは、広域化・集約化を検討する地域を決定するために協議を行うエリアとして設定するもの。
- 本計画に基づき、各エリア内の市町村等で広域化・集約化に関する検討を行うこととなるが、本計画は、必ずしも、市町村等に対し広域化・集約化することを義務付けるものではない。
- 検討の結果として広域化・集約化を行うメリットが少ないと判断される場合は、現状のごみ処理体制を維持することも可能である。